

## デイサービス輝 通所介護の利用料

### 利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の「基本利用料※注1」は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※注1 基本利用料は厚生労働大臣また福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
3時間以上	要介護1	3,640円	364円	728円
	要介護2	4,170円	417円	834円
	要介護3	4,720円	472円	944円
4時間未満	要介護4	5,250円	525円	1,050円
	要介護5	5,790円	579円	1,158円
4時間以上	要介護1	3,820円	382円	764円
	要介護2	4,380円	438円	876円
	要介護3	4,950円	495円	990円
5時間未満	要介護4	5,510円	551円	1,102円
	要介護5	6,080円	608円	1,216円
5時間以上	要介護1	5,610円	561円	1,122円
	要介護2	6,630円	663円	1,326円
	要介護3	7,650円	765円	1,530円
6時間未満	要介護4	8,670円	867円	1,734円
	要介護5	9,690円	969円	1,938円
6時間以上	要介護1	5,750円	575円	1,150円
	要介護2	6,790円	679円	1,358円
	要介護3	7,840円	784円	1,568円
7時間未満	要介護4	8,880円	888円	1,776円
	要介護5	9,930円	993円	1,986円
7時間以上	要介護1	6,480円	648円	1,296円
	要介護2	7,650円	765円	1,530円
	要介護3	8,870円	887円	1,774円
8時間未満	要介護4	10,080円	1,008円	2,016円
	要介護5	11,300円	1,130円	2,260円

8時間以上	要介護1	6,590円	659円	1,318円
	要介護2	7,790円	779円	1,558円
9時間未満	要介護3	9,020円	902円	1,804円
	要介護4	10,260円	1,026円	2,052円
	要介護5	11,500円	1,150円	2,300円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円	100円
サービス提供 体制強化加算II	当該加算の体制・人材要件を満た す場合(1回につき)※注2	60円	6円	12円
介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算II	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 1.0%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通 所介護事業所との間の送迎を行わな い場合(片道につき)	470円	47円	94円
同一建物 送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接 する敷地内の建物(養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・サービス付き高齢 者向け住宅に限る)に居住する利用 者に対してサービス提供する場合(1 回につき)	940円	94円	188円

## (2) 介護予防通所介護相当サービス事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

ご利用者様の 要介護度	介護予防通所介護相当サービス(1月につき)		
	基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
		(1割負担)	(2割負担)
要支援1	16,550円	1,655円	3,310円
要支援2	33,930円	3,393円	6,786円

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円	450円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき） ※注2	要支援1 240円	24円	48円
		要支援2 480円	48円	96円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の5.9%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.0%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**【減算】** 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
同一建物送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1月につき）	要支援1 3,760円	376円	752円
		要支援2 7,520円	752円	1,504円

### （3）介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

食費（実費）	食事の提供を受けた場合	1回につき380円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合	1回につき200円
パット代	パットの提供を受けた場合	1回につき50円
指定地域外からご利用の場合の交通費	指定地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円	
キャンセル料	当事業所は、利用者がサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいただきません。但し、キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する品など）について、費用の実費をいただきます。	